

## ○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

## 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

## (3) 政府の情報システムの刷新

## ⑫ 独立行政法人の情報システム

デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの効率化、国、独立行政法人等の相互の連携を確保するための基盤の構築等について、情報システム整備方針に盛り込むほか、取組を進める（独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策について、以下を参照。）。

## ・独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策

令和3年度（2021年度）からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する。各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度（2022年度）中に速やかに変更する。ただし、令和3年度（2021年度）が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人（行政執行法人を含む。）については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

上述の目標の策定又は変更の場合を含め、今後、各主務大臣は、目標の策定又は変更（情報システムに係る変更の場合に限る。）に当たっては、あらかじめデジタル庁に目標案について協議するものとする。中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、各主務大臣は、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴く前にデジタル庁に目標案について協議するものとする。情報システム整備方針を踏まえて策定又は変更した目標の取組について評価を実施する令和5年度（2023年度）以降は、各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに係る意見を述べるものとする。

また、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討する。

なお、独立行政法人の情報システムのうち、緊急的な整備が必要なもの、重要なシステムの整備に当たっては、必要に応じてデジタル庁が技術的助言等の支援を実施する。

○情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）

・独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針

独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、国、独立行政法人等の相互の連携を確保する等のため、各独立行政法人は、PMOを設置し、当面は政府情報システムの整備方針（本整備方針「国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針」中1.、2.、3-1-4.、4-4-1.及び4-4-2.の前段に掲げる事項を指す。）に準拠しつつ整備及び管理を行う。

なお、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。

※事務局注

- ・ PMO：法人内全体管理組織（Portfolio Management Office）
- ・ 国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針（抜粋）
  1. 良いサービスを作るための「標準」の策定・推進
  2. 良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開
  - 3-1-4. プロジェクト現場への支援の充実
  - 4-4-1. 投資対効果の精査
  - 4-4-2. システム改革の徹底